



## 平成 28 年度 YCU 学内 GP 公募要領

平成 28 年 3 月 横浜市立大学学長

### 1 目的

「YCU 学内 GP」は、教育改革の取組を支援することにより、アクティブ・ラーニングや反転授業等、社会的に転換が求められている教育手法の開発を促して学内に広く浸透させ、本学の教育の質を向上させることを目的としています。2年目となる今回は、大枠の取組テーマを提示しますが、テーマごとによる採択の制限は設けず、創意に溢れた教育改革の取組を幅広く募集します。積極的にご応募ください。

【取組テーマ】アクティブ・ラーニング、反転授業、授業の英語化、その他

### 2 配分額及び採択件数

内容	採択件数	配分総額
教育取組に係る経費支援	3 件程度	1,000 千円

※予算確定前のため、実際の配分額は変更することがあります。

また、1 件につき補助上限額を「500 千円程度」とします。応募状況・採択件数等により、申請額に対し、減額して採択する場合があります。

### 3 応募要件

- (1) 取組期間は、採択決定日～平成 29 年 3 月末日までとします。
- (2) 応募者は本学の専任教員とします。学部・大学院の別は問いません。
- (3) 組織的、個人の別は問いませんが、代表者は個人とします。
- (4) 期間中の代表者の交替は認められません。そのため、応募時に海外赴任等、長期にわたって取組ができないと予想される場合は応募することができません。
- (5) 他から類似の経費の助成を受けている場合、対象から外させていただくことがあります。

### 4 審査方法及び採択

提出いただいた申請書等をもとに、副学長による事前審査、学術院会議で本審査の上、採択について決定します（詳細「平成 28 年度 YCU 学内 GP 審査方法」参照）。

審査結果については、代表者宛に E-mail にて連絡します（6 月上旬頃を予定）。

### 5 留意事項

- (1) 「YCU 学内 GP」は、文部科学省等実施の GP 申請に係る学内選考ではありません。
- (2) 採択結果及び計画終了時の報告書を本学 Web サイトにて公表します。
- (3) 採択された取組の担当者には、FD 等の機会に取組について発表していただく場合があります。
- (4) 対象となる経費の執行ルールは、学生教育費に準じます。
- (5) 取組が 2 年以上にわたる場合の 2 年目以降は、原則、経常予算によるものとします（ただし、「YCU 学内 GP」への申請は可）。またこの場合、2 年目以降の予算獲得を約束するものではありません。

### 6 申請書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限：平成 28 年 4 月 14 日（木）厳守
- (2) 提出先：学務・教務部教育推進課学術企画担当 奈良井、佐野（電話：787-2466）
- (3) 提出方法：「平成 28 年度 YCU 学内 GP 申請書」を以下の URL からダウンロードし、E メールでご提出ください。

URL <http://www.yokohama-cu.ac.jp/ycugp.html>

提出先 [acaplan@yokohama-cu.ac.jp](mailto:acaplan@yokohama-cu.ac.jp)

※メールの件名、申請書のファイル名は、「【YCU 学内 GP】所属・氏名」としてください。

# 平成 28 年度 YCU 学内 GP 審査方法

平成 28 年 3 月

## 1 審査員

副学長による事前審査（ヒアリング実施の場合あり）の上、学術院会議にて審査。  
なお、事前審査の参考意見として、両学部長に意見（コメント）をいただきます。

## 2 審査の基本的な考え方

応募のあった案件について、提出された申請書に基づき、次項審査項目（1）～（3）に沿って審査します。

## 3 審査項目（ポイント）

次の視点に基づく評価項目を数値化したうえ、総合評価の点数で評価します。

- （1） 対応する課題の適切性
  - ・ 本学が対応すべき適切な課題設定となっているか。
  - ・ 課題解決が本学にとって急務であるか。
- （2） 効果・目標の適切性
  - ・ 教育の質の向上に寄与するか
  - ・ 学内への広がりが期待できるか
  - ・ アクティブラーニング、反転授業等の要素があるか
- （3） 計画の妥当性
  - ・ スケジュールが実現可能なものとなっているか
  - ・ 予算見積りが適正であるか

## 4 審査手順

- （1） 副学長による事前審査
  - （ア） 申請書による審査、必要に応じてヒアリング対象者及び申請書の再提出対象の選出
  - （イ） ヒアリング、再提出書類による審査
- （2） 本審査  
事前審査の結果を踏まえ、5月学術院会議で本審査
- （3） 事業採択／事業実施  
文書決裁後、申請者へ採択結果を通知し、事業を実施していただきます